○北陸地方整備局告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年九月二十四日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　五泉都市計画道路事業三・四・五号東南環状線

三　事業施行期間　自平成二十七年九月二十四日　至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　新潟県五泉市南本町三丁目、五泉字宮ノ腰、寺沢二丁目、寺沢三丁目、寺沢四丁目、川瀬字下本田、字政倉及び赤海一丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
甲賀市土山町南土山字辻垣外甲七九九番一五から同市土山町南土山字白川甲八二四番二六まで	前	九・五メートル～一五・六メートル	二・一九〇キロメートル
	後	九・五メートル～一五・六メートル	二・一九〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	甲賀市土山町南土山字辻垣外甲七九九番一五から同市土山町南土山字白川甲八二四番二六まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月二十四日

○近畿地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
滋賀県愛知郡愛荘町中宿字東道寺一九四番一から同町愛知川字西手一五〇〇番二まで	前	一一・四メートル～一三・三二メートル	二・二一二キロメートル
	後	一二・六メートル～一四・三九メートル	二・二一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	滋賀県愛知郡愛荘町中宿字東道寺一九四番一から同町愛知川字西手一五〇〇番二まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月二十四日

○近畿地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
近江八幡市安土町東老蘇字北ノ橋一六〇一番六から同市安土町東老蘇字北ノ橋一六〇一番一まで	前	八・六メートル～一三・〇一メートル	〇・〇〇四キロメートル
	後	一一・六メートル～一三・〇一メートル	〇・〇〇四キロメートル
近江八幡市安土町西老蘇字沢田八番六から同市安土町西老蘇字沢田七二番二まで	前	一二・四メートル～一三・七九メートル	〇・一七六キロメートル
	後	一三・二五メートル～一四・一二メートル	〇・一七六キロメートル
近江八幡市上田町字一ノ坪一一番三地内	前	一一・四九メートル～一三・六〇メートル	〇・〇〇四キロメートル
	後		〇・〇〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	近江八幡市安土町東老蘇字北ノ橋一六〇一番六から同市安土町東老蘇字北ノ橋一六〇一番一まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所
〃	近江八幡市安土町西老蘇字沢田八番六から同市安土町西老蘇字沢田七二番二まで	〃
〃	近江八幡市上田町字一ノ坪一一番三地内	〃

供用開始の期日　平成二十七年九月二十四日

○近畿地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号